

はじめよう 自治振興区でまちづくり

自治振興課自治振興係
0824-7311209

新 市がスタートしてから約1カ月が経過しました。各地域では、地域の個性を生かし、住民の皆さん自らがまちづくりを進めるための活動基盤である自治振興区が設立され、すでに活動されている区もあります。今月号では、各地域の自治振興区と、その活動を支援する各種制度をお伝えします。

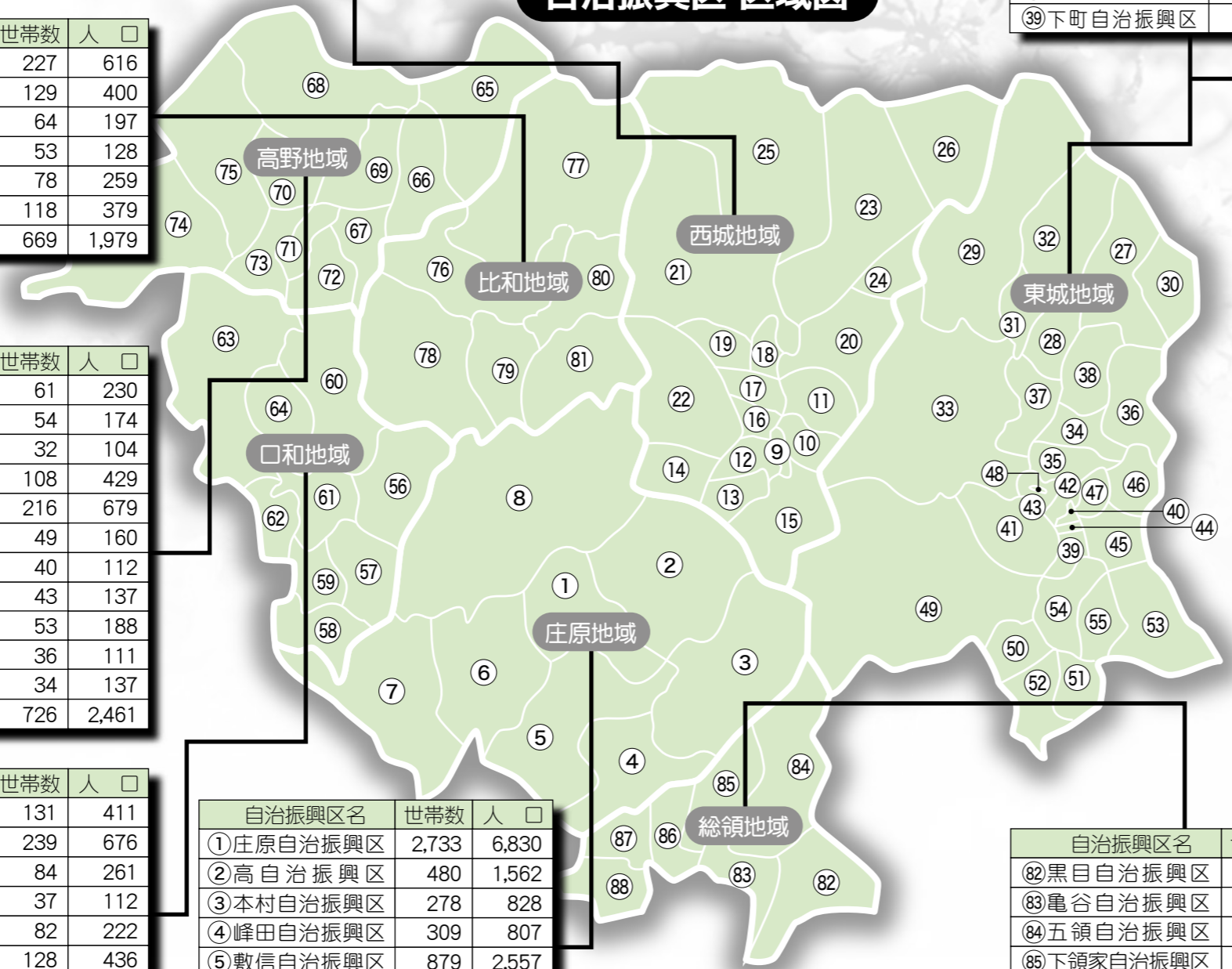
《市内全域に88の自治振興区》

3月31日の新市誕生とあわせて、市内全域で自治振興区が設立されました。自治振興区の中には、すでに活動を進めて実績を持つ区や、合併を契機に新しく設

立した区などがありますが、今後取り組みが進む中でそれぞれの自治振興区が地域の資源をさらにみがき、特色ある地域づくりを実現することが期待されます。



自治振興区 区域図



自治振興区名	世帯数	人 □
⑨五町自治振興区	197	505
⑩五日市公盛会振興区	142	350
⑪グリーンピア大佐村	53	194
⑫入江自治区	93	263
⑬栗自治振興区	67	213
⑭大戸自治振興区	38	111
⑮平子自治振興区	108	354
⑯中野1区自治振興区	128	353
⑰中野上自治振興区	121	399
⑱比婆山自治振興区	65	204

自治振興区名	世帯数	人 □
⑲さんわむら	17	66
⑳八鳥地区自治振興区	116	355
㉑神話の里熊野地区むらづくり推進協議会	41	130
㉒今櫛会	126	420
㉓八銚落合自治振興区	112	291
㉔高尾地区自治振興区	40	107
㉕油木自治振興区	80	204
㉖三坂地区自治振興区	70	227
合計	1,614	4,746

自治振興区名	世帯数	人 □
⑳千鳥自治振興区	65	179
㉑塩原自治振興区	54	170
㉒小奴可自治振興区	256	688
㉓小串自治振興区	37	111
㉔加谷自治振興区	41	145
㉕内堀自治振興区	111	314
㉖八幡自治振興区	397	1,136
㉗栗田中区自治振興区	90	243
㉘栗田南自治振興区	73	220
㉙栗田東自治振興区	47	127
㉚竹森自治振興区	68	206
㉛栗田北区自治振興区	49	139
㉜下町自治振興区	209	464

自治振興区名	世帯数	人 □
④①上町自治振興区	162	429
④②戸宇自治振興区	118	365
④③川西下自治振興区	284	759
④④川西上自治振興区	269	567
④⑤東城中町自治振興区	219	529
④⑥川東自治振興区	369	958
④⑦福代自治振興区	73	226
④⑧東町自治振興区	257	620
④⑨宮平団地自治振興区	57	152
④⑩帝釈自治振興区	245	651
⑤①三坂郷自治振興区	53	124
⑤②新免自治振興区	37	84
⑤③郷原自治振興区	43	109
⑤④久代東自治振興区	82	228
⑤⑤為重自治振興区	95	229
⑤⑥久代中自治振興区	55	160
合計	3,915	10,332

自治振興区名	世帯数	人 □
⑦⑥比和自治振興区	227	616
⑦⑦森脇地域自治振興区	129	400
⑦⑧古頃自治振興区	64	197
⑦⑨木屋原自治振興区	53	128
⑦⑩福田元常自治振興区	78	259
⑦⑪三河内地域振興会	118	379
合計	669	1,979

自治振興区名	世帯数	人 □
⑥⑤上湯川自治振興区	61	230
⑥⑥下湯川自治振興区	54	174
⑥⑦南自治振興区	32	104
⑥⑧和南原自治振興区	108	429
⑥⑨新市自治振興区	216	679
⑥⑩岡大内自治振興区	49	160
⑥⑪中門田自治振興区	40	112
⑥⑫奥門田自治振興区	43	137
⑥⑬下門田自治振興区	53	188
⑥⑭高暮自治振興区	36	111
⑥⑮上里原自治振興区	34	137
合計	726	2,461

自治振興区名	世帯数	人 □
⑤⑥湯木釜峰振興会	131	411
⑤⑦永田自治振興会	239	676
⑤⑧金田自治会	84	261
⑤⑨常定振興区	37	112
⑤⑩宮内自治振興区	82	222
⑤⑪向泉自治振興会	128	436
⑤⑫大月自治振興区	75	255
⑤⑬竹地谷自治振興会	63	166
⑤⑭本谷自治区	29	74
合計	868	2,613

自治振興区名	世帯数	人 □
①庄原自治振興区	2,733	6,830
②高自治振興区	480	1,562
③本村自治振興区	278	828
④峰田自治振興区	309	807
⑤敷信自治振興区	879	2,557
⑥東自治振興区	1,739	4,361
⑦山内自治振興区	744	2,061
⑧北自治振興区	633	1,795
合計	7,795	20,801

自治振興区名	世帯数	人 □
⑧②黒目自治振興区	66	156
⑧③亀谷自治振興区	84	218
⑧④五領自治振興区	173	436
⑧⑤下領家自治振興区	79	232
⑧⑥上市自治振興区	102	285
⑧⑦稲草西自治振興区	179	453
⑧⑧木屋自治振興区	25	62
合計	708	1,842

※人口・世帯数は、平成16年10月1日現在の住民基本台帳・外国人登録のもの



③研修で人材育成を支援

魅力ある自治振興区活動を進めていくには、さまざまな知識やノウハウが必要です。こうした知識を積極的に学んでいただくために、研修の機会を提供します。

地域づくりリーダー育成研修

自治振興区の担い手となる人材を育成するために研修会を開催します。

■内容例

地域振興計画の作成方法、地域づくりワークショップ、先進事例活動報告会など



「一人ひとりが何ができるだろう」まちづくりについて話し合う地域の皆さん。(総領地域の上市自治振興区)

地域づくりリーダー育成事業補助金

地域の個別課題に対応するため、市が主催する研修からさらにステップアップし、国や地域づくりを支援する公的団体などが実施する各種研修事業のうち、市が募集・指定する研修会への参加に必要な経費に対して補助金を交付します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
研修参加に要する交通費・宿泊費・研修負担金など ※交通費、宿泊費については、庄原市旅費条例における一般職員の旅費支給積算基準による額とします	4分の3	一人5万円

④自治振興区振興交付金

自治振興区の運営・維持・管理のために必要な事業に対し、一定の基準に基づき交付金を交付します。

●交付額の算定

(i)本庁、支所の合計7地域で、均等割40%・人口割60%により地域別の総額を決定します。

なお、人口割額の基礎となる人口は、前年10月1日現在の住民基本台帳登録人口および外国人登録者数の合計とし、合併前のそれぞれの自治振興区への既存の財政支援状況や地域の実情を勘案しながら、その人口に補正率をかけた計算をしています。平成17年度については下表のとおりです。

(ii)各自治振興区への配分基準は、地域の実情などを勘案しながら、自治振興区の代表者と協議し決定します。

●交付先/自治振興区

●交付対象外/政治活動・宗教活動

(単位:千円)

	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
均等割額	6,857	6,857	6,857	6,857	6,857	6,857	6,857	47,999
人口割額	28,102	9,371	16,052	5,154	4,823	4,381	4,082	71,965
交付金合計	34,959	16,228	22,909	12,011	11,680	11,238	10,939	119,964

(人口割額の基礎としているのは、平成16年10月1日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録者数の合計)

自らの地域は、自ら創る

自治振興区活動を支援します

自治振興区は、「自らの地域は、自ら創る」という理念のもとに活動する組織です。各地域にはさまざまな課題があり、また住民の皆さんが思い描く将来像があります。市では、地域の夢の実現や課題解決のために、地域住民の皆さんが実施されるさまざまな活動を支援していきます。



①自治振興区に関する専門部署を設置

新市では、自治振興区活動を支援する専門部署を設置しています。各種の申請受付、または支援や制度に関する相談などは、お気軽にご相談ください。

	担当部署名	電話番号
本庁	自治振興課自治振興係	0824-73-1209
西城支所	地域振興課自治振興係	0824-82-2121
東城支所		08477-2-5211
口和支所		0824-87-2111
高野支所		0824-86-2111
比和支所		0824-85-2111
総領支所	地域振興課里山活力係	0824-88-3060



西本町のふれあいセンター2階にある自治振興課

②交流と情報交換の場「オープンスペース」

本庁(現在はふれあいセンターの自治振興課内)、支所内には、情報交換や自治振興区活動に関する相談・調整などを行うオープンスペースを設けています。今後は、本庁・支所それぞれの管内にある自治振興区などと話し合いながら、まちづくりに関する資料、パソコン・事務機器などを備え付け、皆さんに気軽に利用してもらえるような場所にしていきます。



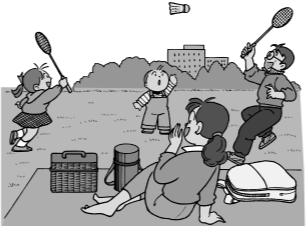

西城支所内のオープンスペース。お気軽にご利用ください。

⑦コミュニティ推進補助金

コミュニティの健全な発展や、宝くじの普及広報を目的に財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を利用する制度で、自治振興区などのコミュニティ組織が地域づくりのため実施する事業に対し助成するものです。

申請にあたっては、毎年、前年度の10月頃に申請を受け付け、財団法人自治総合センターの補助決定を受け、翌年度実施します。

詳細については、財団法人自治総合センターの募集があり次第お知らせします。

事業の種類	対象経費	補助金額
一般 コミュニティ 助成事業	コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に要する経費 (施設・設備の例)除雪機、太鼓、組み立て式ステージ、いす・テーブル、視聴覚機器、スポーツ用具、コミュニティ公園・広場整備 など	100万円以上 250万円以内 
緑化推進 コミュニティ 助成事業	広場、公園、児童遊園等や、その周辺の植樹・植栽など、主としてコミュニティ組織等が行う緑地帯、花壇等の造成、フラワーポットの整備及び緑化の推進に要する苗木、種子の購入、用具等の整備費	50万円以上 200万円以内 
自主防災組織 整備事業	自主防災組織、婦人防火クラブ又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に要する経費	①新設の自主防災組織:30万円以上200万円以内 ②既設の自主防災組織で過去に補助を受けていない組織:30万円以上150万円以内 ③地域安心安全ステーション整備事業を行う自主防災組織:30万円以上150万円以内 ④その他の自主防災組織:30万円以上100万円以内
コミュニティ センター 助成事業	建設本体工事費、付帯設備(電気、空調、衛生等)工事費および同一年度に工事費と一体となった設計監理委託費	対象経費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円を限度とする
青少年健全 育成助成事業	主として小・中学生が参加するスポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティ活動のイベント等に要する経費	30万円以上100万円以内

《地域の「ゆめ」を「かたち」に》

これまでの地域づくりは、主に行政主導、あるいは行政依存により行われていました。しかし、厳しい財政状況のもと、これまでの手法を維持することは困難になっています。

合併により広大な面積となった新生庄原市で、地域の個性と特色を生かした地域づくりを推進していくためには、これまでの行政主導型から市民参画型への転換を図り、市民と行政の協働によるまちづく

りが必要です。

そのためには、今まで以上に「自らの住む地域は、自ら創る」という視点に立った住民自治のまちづくりが求められ、もっと幸せになるための実践的な住民自治の場として「自治振興区」の担う役割は大変重要です。

市では、「自治振興区」が行う活動を支援し、地域の夢を実現するため、市民と協働した新しいまちづくりを推進します。

⑤自治振興区活動促進補助金

自治振興区が、地域の特性を生かし地域経営を確立するために実施する基盤整備事業に対して補助金を交付します。なおこの制度は、平成17年度から平成21年度までの5年間の制度です。

申請にあたっては、地域の将来像や課題と対策などをまとめた地域振興計画(概ね5～10年間で取り組む目標)が必要です。

また、補助対象事業の決定にあたっては、審査会をもうけ、申請事業の「地域への波及効果」、「地域住民の参画度合」、「事業の継続性」、「地域住民の総意」などの視点から総合的に審査し決定します。

補助対象事業	自治振興区が策定した地域振興計画にもとづき実施する事業 教育文化事業・産業振興事業・保健福祉事業・生活環境整備事業・その他地域づくりの推進に必要な事業 ※対象外:政治活動、宗教活動、自治振興区の構成員に対する人件費・食糧費
補助率	対象事業費の4/5
補助限度額	1事業につき、300万円
申請事業数	1自治振興区の申請事業数の制限はありません
申請期間	4月から5月末まで(平成17年度については、6月末まで)
申請から事業実施までの流れ	①申請書提出 ②審査会により補助対象事業を決定/審査員:地域振興部長、学識経験者若干名 ③補助金交付決定 ④事業実施 ⑤事業実績報告
活動交流	事業終了後、「報告会」を開催し、自治振興区間で交流会や意見交換を行う予定です。



区分	補助基準	補助率等
新築	①延床面積30㎡以上120㎡以下のもの ②湯沸場およびトイレ設備を有するもの	2分の1以内。ただし、1㎡当たり15万円を限度(下水道接続工事費を含む。)とする
増改築または修繕	事業費が20万円以上150万円以下のもの。ただし、地域が直接施工するときは、原材料のみを対象とする	2分の1以内
購入	①延床面積30㎡以上のもの。ただし、補助対象面積は120㎡を限度とする ②湯沸場及びトイレ設備を有するもの	2分の1以内

※用地取得費、敷地造成費、備品購入費は補助対象外

⑥集会施設整備補助金・借上助成金

地域の活動拠点となる集会施設の整備を行うため、集会施設の新築、購入、増改築、修繕及び借上に対して予算の範囲内で支援する制度です。

●集会施設整備補助金

集会所などの集会施設の新築・購入、増改築及び修繕に対して補助する制度です。(左表を参照)

●集会施設借上助成金

集会所などの集会施設が設置されていないため、その代わりに民家などを賃貸借契約により常時借り上げている場合、年間15,000円を上限に助成します。